

## ご契約中のお客さまへ

平素は豊岡エネルギーをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

平成 29 年 4 月 1 日から、ガス事業法の改正により、ガスの小売供給が自由化されます。これまで、簡易ガス供給約款及び選択約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、今般のガス事業法令の改正に伴い約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

### 対象契約種別

簡易ガス供給約款

家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用ガス温水床暖房契約

### 変更の内容

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、このほか、今般のガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の 10 日前までに営業所等に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。  
ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。
- ④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

- ⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、④と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。
- ⑥ お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「契約が成立した日以降の最初の検針日の翌日から」とさせていただきます。
- ⑦ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ⑧ 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。
- ⑨ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規程（簡易ガス供給約款 23（2）②ただし書、家庭用コージェネレーションシステム契約 9（2）②ただし書、家庭用ガス温水床暖房契約 8（2）②ただし書）を削除します。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。  
（特に書面をご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

## ガス小売全面自由化について

### ● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化が実施されることになり、都市ガス及び簡易ガスの供給区域又は供給地点の独占並びに料金規制が廃止されます。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・ お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、現在と同様の「料金番号」を供給地点特定番号といたします。「料金番号」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

今後とも、豊岡エネルギーをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

# 供給条件等の概要について(ご参考)

## ■ ガス料金単価表

名称	適用条件	区分	基本料金	基準単位料金
簡易ガス小売供給約款 (簡易ガス供給約款)	団地毎に単価等が異なります。			
家庭用J-ジェネレーションシステム契約	現在、第2戸牧団地のみの適用です。			
家庭用ガス温水床暖房契約				

➤ 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください）。

## ■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償して頂きます。

## ■ 保安上の取扱いについて

お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

豊岡エネルギー株式会社

豊岡市三坂町6番57号

### 【窓口】

豊岡エネルギー お客様センター

TEL：0120-8-54108

受付時間 平日 9:00~17:30